

タイトル	生活時間の国際比較統計の整備動向及び利用可能性
著者	水野谷，武志；MIZ UNOYA, Takeshi
引用	季刊北海学園大学経済論集，61(1)：15-26
発行日	2013-06-30

《論説》

生活時間の国際比較統計の整備動向及び利用可能性

水野谷 武 志

1. はじめに

男女平等、無償労働評価、ワークライフバランス、環境、健康、交通など様々な分野の政策立案や研究に必要な統計の1つとして、国家統計機関による生活時間調査の実施が国際的に盛んになってきている。これまで主に欧米先進国を中心に実施されてきたが、2000年代以降では途上国においても実施されている。1995年に北京で開催された第4回世界女性会議の行動綱領において生活時間統計の重要性が指摘されたこと、これを受けて国連統計部が1990年代後半以降に専門家会議を開催した上で、途上国をも念頭に置いた生活時間調査のガイドブックを2005年に発行（United Nations Statistical Division 2005）したことが主な背景にあると思われる。また、様々な評価があるものの、2009年発表の「スティグリッツ報告」（Stiglitz et al. 2009）に始まる幸福度の測定研究が国際的に盛り上がりを見せており、この研究において生活時間統計が重視されている。各国統計機関はもちろんのこと、国連諸機関あるいは幸福度や社会進歩の測定研究に熱心なOECDにおいても生活時間調査及びその統計が新たに注目されている。

このような背景の中で、生活時間の国際比較統計の整備に関して、欧州連合統計局（Eurostat）、欧州統計家会議（CES）、オックスフォード大学社会学部附属生活時間研究

センター（CTUR）の最近の取り組みが重要である。そこで本稿では、これら組織による統計の整備状況を把握し若干の評価を加えた上で、全体としてどのような統計利用が今後可能であるかについて検討する。この検討によって生活時間の国際比較研究の発展に少しでも貢献したい。

2. Eurostat による欧州統一生活時間調査（HETUS）プロジェクト¹

筆者は2013年2～3月にEurostat（ルクセンブルグ）とスウェーデン統計局（Örebro市）を訪れ、欧州統一生活時間調査（Harmonised European Time Use Survey：HETUS）プロジェクトの動向について担当者にヒヤリングする機会を得た。本節では、このプロジェクトの経過を示した上で、最新の関連文献やヒヤリング結果をもとに本プロジェクトの現状と今後の予想される展開について述べる。

2.1 HETUS プロジェクトの経過

国際的な生活時間の調査・研究の先駆けは1960年代に社会学者のサーライ主導の下に欧米・旧ソ連の計12カ国の政府及び研究機

¹ 水野谷（2013a）に加筆修正したものである。筆者はHETUSの動向についてこれまで検討してきた（水野谷2005, 2009, 2010）。

関が共同実施した生活時間の国際比較調査であった (Szalai eds. 1972)。これによって欧州地域において生活時間調査が注目され、1980 年代になってようやくいくつかの国で実施された。1990 年代初頭にかけてさらに実施国が増えていったが、調査方法は各国でまちまちであり他国との比較を強くは意識していない状況であった。1990 年代におけるグローバル化の進展という背景もあり、初めてのあるいは 2 回目の調査を企画・実施しようとする国々の間で、なるべく統一した調査方法を採用し、比較可能なデータの作成が望まれるようになる。そこで Eurostat が中心となって統一調査をめざすプロジェクトが 1992 年にスタートし、1996～97 年の EU 加盟 9 カ国プラス東欧 9 カ国による試験調査を経て、2000 年に「HETUS ガイドライン」が発行された (Eurostat 2000)。このガイドラインで詳細な調査方法が定められたので、2000 年前後にいくつかの国でこのガイドラインになるべく準拠した生活時間調査の実施が試みられた。2000 年前後に実施された調査を「2000 年ラウンド調査」と本稿では便宜的に呼ぶことにする。ただし、「HETUS ガイドライン」への準拠の程度は各国の国家統計機関でまちまちであることに注意が必要である。次に問題になるのが「2000 年ラウンド調査」の比較結果の公表である。これに対して Eurostat は 2 つ手段、すなわち紙ベースの報告書発行とデータベースの構築で対応した。報告書としては 2003 年の初発行を皮切りに、その後は直近に実施された国のデータも取り込みながら追加報告書を 2004～2006 年に発行していった (Eurostat 2003, 2004, 2005, 2006)。ただし、この報告書には「HETUS ガイドライン」にあまり準拠していない国 (例えばベルギー) が入っており、また限られた集計表だけが収録されているという限界があった。データベースとしては、「HETUS ガイドライン」への準拠

の程度が比較的高い 15 カ国 (ベルギー、ブルガリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス) を選び出してデータベース化し、利用者が独自の集計表を作成できるウェブサイト (いわゆるリモート集計) を構築した (以下「HETUS データベース」²⁾)。これは「HETUS ガイドライン」発行後に Eurostat の財政的支援の下、フィンランド統計局とスウェーデン統計局が実際の作業を担当し、2008 年から利用可能となった。2000 年版「HETUS ガイドライン」は若干の修正を経て 2009 年に 2008 年版の「HETUS ガイドライン」の発行につながった (Eurostat 2009)。2008 年版の加筆の主要部分は、この「HETUS データベース」についての説明であった。

2.2 HETUS プロジェクトに関わる最近の参考文献

①Eurostat (2011), *Time use survey—collection round 2000*³ : これは Eurostat が提供する Euro SDMX Metadata Structure (ESMS)⁴ の一環として発行されたものである。ESMS は Eurostat が提供する各種統計の調査方法や統計の品質 (これは EU が採用している「欧州統計実践規範 (European Statistics Code of Practice : CoP)」⁵ の項目に準拠) に関する情報、つまりメタデータを

² <https://www.h2.scb.se/tus/tus/> (2013 年 6 月アクセス)。

³ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_SDDS/en/tus_esms.htm (2013 年 6 月アクセス)。

⁴ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/statistics/metadata/metadata_structure (2013 年 6 月アクセス)。

⁵ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/quality/code_of_practice (2013 年 6 月アクセス)。

収録したものである。21 項目の統一フォーマットでまとめられているので、統計利用者は Eurostat が作成する様々な統計のメタデータを統一項目で把握できて便利である。①では HETUS データベースで提供している「2000 年ラウンド調査」結果のメタデータがまとめられている。各国の調査方法のより詳しい情報はすでに HETUS データベースのウェブサイトですぐ入手可能であったが、品質評価をふくめたメタデータが簡潔にまとめられているので、HETUS データベースを利用する際に役立つものである。

②Eurostat (2010), *Rolling review of the Harmonized European Time Use Surveys*⁶ : Eurostat が作成する統計の評価報告書が Rolling review⁷ で、HETUS に限らず Eurostat が作成する各種統計が評価されている。これは CoP をはじめとする EU における統計品質活動⁸の一環として位置づけられるものである。Rolling review の特徴として、統計の利用者と作成者に対して実施した満足度調査結果を掲載していること、統計の作成過程について評価していることがあげられる。利用者調査結果では、HETUS データベースの有用性が高く評価されている一方で、マイクロデータの提供や収録国の拡大の要望が出ている。作成者調査結果では、Eurostat のさらなる積極的な関与や生活時間調査の実施の任意性について指摘されている。作成過程については、HETUS データベー

スの作成及び維持管理をスウェーデン統計局に「外注」しているので、Eurostat は限られた範囲しか管理することができないことが指摘されている。報告書の最後「改善に向けた勧告」では、長期的には EU レベルで生活時間調査実施の法制化を考えるべきこと、Eurostat がデータ作成に責任を持つべきこと、そうするためには Eurostat に今以上の資源が配分されるべきこと、などが指摘されている。

2.3 HETUS プロジェクトの今後について

欧州諸国では生活時間調査の実施を 10 年に一度と計画している国が多い。「2000 年ラウンド調査」の次に注目されるのが「2010 年ラウンド調査」とその結果の公表の行方である。多くの国で「2010 年ラウンド調査」が既に実施あるいは実施予定である。Eurostat での聞き取りによると、「2010 年ラウンド調査」のとりまとめについて具体的な作業にはまだ取りかかっていないとのことであった。ただ、関係国の担当者を招集して意見徴収する会議を開催する予定であるとのことであった。そこでの意見を踏まえてのことにはなるが、現状の Eurostat において HETUS に当てられている資源からすると、Eurostat 単独で「2010 年ラウンド調査」結果をとりまとめて公表するのは難しいとのことであった。現に、Eurostat の組織内に HETUS あるいは生活時間統計を担当する部門はなく、したがって現在の HETUS 担当者は HETUS の仕事を「兼務」している状況である。HETUS データベースの管理運営を任されているスウェーデン統計局の担当者からの聞き取りでは、現状においてデータベースの維持管理費は Eurostat の予算から支出されているが、十分とは言えない状況とのことであった。また、「2010 年ラウンド調査」結果に関して、「2000 年ラウンド調査」結果をとりまとめた現在の HETUS

⁶ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/quality/documents/EXECUTIVE_SUMMARY_final_0.pdf (2013 年 8 月アクセス)。

⁷ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/quality/evaluation/domain_specific_results (2013 年 8 月アクセス)。

⁸ <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/quality/introduction> (2013 年 8 月アクセス)。

データベースと同様に、フィンランド統計局とスウェーデン統計局が比較統計の作成と公表の実務を再び引き受ける可能性について聞いたところ、Eurostat からの資金的裏付けが大前提であるが、HETUS データベースの利用者が多いことやその重要性について各国統計機関からもおおむね高評価を受けているので、引き受ける可能性は高いだろうとの回答であった。むしろ、Eurostat の資源的制約や HETUS データベース作成のノウハウの蓄積から考えれば、引き受けざるを得ないだろうとのことであった。

以上の聞き取りから「2010 年ラウンド調査」結果が利用できるようになるにはまだしばらくの時間が必要であろう。利用者としては単純に、最新データが早く利用できればありがたいと思ってしまうが、国家統計機関及び国際統計機関の厳しい財政制約下で、「2010 年ラウンド」結果が利用可能に至るまでの道のり——各国統計機関が HETUS ガイドラインに準拠した形で調査を実施し、Eurostat が調整役になって各国の調査結果をどのようにまとめてどう公表するかを決めて、その作業を誰がどのように担うのかを決めて、作業を実行する——を認識することも重要であろう。

3. 欧州統計家会議 (CES) による統一生活時間調査ガイドライン⁹

国連経済社会理事会 (UN Economic and Social Council) の地域委員会の 1 つである、欧州経済委員会 (Economic Commission for Europe, 以下 UNECE) が組織する欧州統計家会議 (Conference of European Statistician: CES) の第 61 回全体会議 (2013 年 6 月) に「統一生活時間調査ガイドライン」の草案が提出された。CES は統計作成に関

するガイドラインや訓練プログラムを開発したり、毎年全体会議を開催したりするなど、国際機関や他地域の国家統計機関とも連携をとりつつ、欧州地域の統計活動を促進させるための拠点となっている。国際的な統計活動がある面でリードしてきた CES において作成された「統一生活時間ガイドライン」はいかなるものか。本節では、CES の会議資料に依拠して、ガイドライン作成の経緯を説明した上で、ガイドラインの概略を紹介し、最後に暫定的なものではあるが、この動向に対する筆者のコメントを HETUS ガイドラインとの関わりで述べてみたい。

3.1 ガイドライン草案作成までの経過

作成の発端は 2010 年 6 月に開催された CES 第 58 回全体会議に遡る。CES 事務局では欧州における国際的な統計活動を調整したり、不足あるいは重複する活動を見いだしたり、新しい課題に取り組むために、毎年いくつかのテーマを選び、「詳細点検 (In-depth reviews)」と称して各テーマについて CES の議題に取り上げて検討してきた。2009 年 10 月の CES 事務局会議において「詳細点検」の 1 つに生活時間調査が選ばれ、2010 年 6 月の CES 第 58 回全体会議で検討されることになった。そしてドイツ統計局が中心となって、フィンランド統計局と米国労働統計局との協力の下に点検報告書がまとめられ、CES 第 58 回全体会議に提出された (UNECE 2010a)。この報告書では、生活時間調査の目的 (生活諸条件の把握、非市場労働の推計、生活の質の評価など) が説明された後に、各国事例としてドイツとフィンランドと米国、国際機関事例として Eurostat と国連統計部とオックスフォード大学・多国間生活時間調査が紹介され、次に調査方法についての課題が整理され、最後の結論において検討課題が提起された。CES 事務局はこの報告書に対するコメントを関係国及び国際機

⁹ 水野谷 (2013b) に加筆修正したものである。

関に呼びかけ、次のCES事務局会議で継続検討することとした。これを受けて、2010年11月に開催されたCES事務局会議において、関係国・国際機関から寄せられたコメント集が提出され(UNECE 2010c, 2010e)、さらに生活時間調査の特別調査委員会(Task force on time use surveys)の設置が提案され、承認された(UNECE 2010b)。この特別調査委員会は、「詳細点検」報告書及びそれに対するコメント集を土台に、「生活時間調査を実施する国を支援し、国際レベルでの生活時間調査結果の比較可能性を改善するために、ガイドラインや最良の実践集(complications of best practices)を準備する」ことを目的とし、2年の活動期間後に最終報告書、つまりガイドラインを作成することになった(UNECE 2010d)。

その後、特別調査委員会による最終報告書(UNECE 2013a)とガイドライン草案(UNECE 2013b)が2013年2月のCES事務局会議に提出された。併せて、ガイドライン草案に対するコメント提供を関係国・国際機関に要請し、2013年6月開催のCES第61回全体会議でのガイドライン採択を目指すこととされた。そして、コメントの期限を2013年4月19日に設定した上で、2013年3月13日版のガイドライン草案(UNECE 2013e)が関係国・国際機関に配布された。

6月10～12日に開催されたCES第61回全体会議のプログラムには、ガイドライン草案とともに関係国・国際機関から寄せられたコメント集(2013年5月31日付け文書)がアップデートされている(UNECE 2013d)。そのコメント集によれば、27カ国及び4つの国際機関から返答があり、ガイドライン草案への全般的な支持が示された上で、具体的なコメントが寄せられた。コメント集にはすべてのコメントが掲載されている。また、コメント集によると、特別調査委員会は、このコメント集とCES第61回全体会議での議

論を経て、修正版ガイドライン草案を2013年10月開催予定のCES事務局会議に提出し、そこで承認を得たいとしている。

3.2 ガイドライン草案(2013年3月13日版)の概要

草案の分量は110ページで、章タイトルは以下の通りである：

第1章——序論／第2章——政策との関連／推奨されるアウトプット／第4章——調査規模と調査対象期間の枠組み／第5章——行動分類／第6章——標本抽出／第7章——調査票の設計及びテスト／第8章——データ収集／第9章——データ処理と推計／第10章——配布／第11章——今後の作業に求められる課題／参考文献／付録Ⅰ——行動分類分析／付録Ⅱ——幸福感に関する調査票の規格。

第1章では、国際的に生活時間調査を実施する国が増加する中で、最良の実践についての情報交換と、概念や方法論や結果の集計方法を定義する際の調整に対するニーズが高まっており、このニーズに応えることがガイドライン草案の目的であるとしている。また、生活時間調査を実施する国を助け、結果の国際比較可能性を向上させることも目的であるとしている。

第2章では、生活時間統計が政策立案に関わる主な分野として、「無償労働と非市場生産物」、「幸福」、「ジェンダー平等」について説明する。その他に関連分野として健康、交通、文化とスポーツ、環境と気候、特定の人口グループに絞った政策を挙げて説明する。

第3章では、第2章で示された各政策分野に対応して、生活時間調査からどのような統計が作成されるのが望ましいか提示している。作成すべき統計それぞれについて調査設計段階で必要となる要件や対象となる母集団が細かく提案されている。上記3分野とそれに対応して作成すべき統計としては、「無償労働と非市場生産物」では(i)世帯生産、(ii)

表 1 UNECE ガイドライン草案の第 4～10 章における主な結論及び推奨内容

	結論及び推奨内容
第 4 章 — 調査規模と調査対象期間の枠組み	● 日記式 vs. 他の方法→日記式を推奨。 ● 簡易的及び本格的な日記式調査票 (Light and Full-scale diaries)¹⁰→全体傾向の把握にとって簡易式は有効だが、本式に取って代わるものではない。簡易式実施の必要条件のさらなる検討が必要。 ● 調査頻度→本式調査による少なくとも 10 年に 1 度の実施を推奨 ● 調査対象期間→本式調査では通年あるいは少なくともすべての季節をカバーすべき。平日と週末日の両方をカバーすべき。
第 5 章 — 行動分類	生活行動について国際的に合意された分類はないのが現状。しかしすでに EU の HETUS や国連統計部の ICATUS (International Classification of Activities for Time-Use Statistics) などが実践されているので、これらを参考に共通する大分類として 15 項目を「ミニマム行動分類」として提案。15 分類は次の通り：①睡眠、②個人的ケア、③育児、④大人や障害者へのケア、⑤家事、⑥食事の準備、⑦ボランティア活動 (公式)、⑧ボランティア活動 (非公式)、⑨有償労働、⑩教育、⑪移動、⑫スポーツ活動、⑬文化的余暇活動、⑭手工芸・趣味、⑮読書
第 6 章 — 標本抽出	● 日記記入日は無作為抽出すべき。 ● 日記記入日数は関心のある政策、予算、その他の制約に依存。
第 7 章 — 調査票の設計及びテスト	● 同時行動は最低 1 つ調べることを推奨。 ● 幸福を測定するような項目をふくめるべき。
第 8 章 — データ収集	記憶に基づいて 24 時間全体を自記する日記式が望ましい。
第 9 章 — データ処理と推計	品質指標にもとづく品質報告書の作成を推奨。
第 10 章 — 配布	● 多様なユーザーを念頭に置いた配付戦略が重要。 ● 行動分類別の総平均時間、行動者率、行動者平均時間といった「標準的な集計表」が提供されるべき。 ● 「標準的な集計表」は少なくとも性と年齢別にクロスされ、また平日と週末別にクロスされるべき。 ● ミクロデータの提供を推奨。

出所：UNECE (2013e)より筆者が作成。

無償労働時間、(iii) 無償のケア、育児、他人への支援提供、(iv) ボランティア活動時間、「幸福」では (i) 社会的及び余暇的時間、(ii) 睡眠時間、(iii) ワークライフバランス、(iv) 移動時間、(v) 感情と主観的幸福、(vi) 運動と座ってする行動、「ジェンダー平等」では (i) ジェンダー別の有償及び無償労働、(ii) カップルにおける労働の同時分布が望ましいとされている。

第 4～10 章までは調査の方法及び結果の配布について論点を整理したうえで、推奨する方法を提案している。各章の主な結論及び推奨内容を筆者なりにまとめたのが表 1 である。

第 11 章では、残されている検討課題として、簡易調査 (Light surveys) の実施方法、

主観的な幸福を図る方法、新しい調査技術の活用について説明されている。

なお付録 I では行動分類の検討において参考にした、生活時間調査を実施した国や国際機関がリストアップされ、付録 II では幸福感に関する調査票事例として、米国労働統計局 (BLS) とフランス国立統計経済研究所 (INSEE) の調査票が紹介されている。

¹⁰ 第 4 章では国連ガイドライン (United Nations Statistical Division 2005) による定義を引いて、生活時間の行動分類が予め調査票に示されているタイプの調査方法、いわゆるプレコード方式を「簡易的」、自分の言葉で行動内容を調査票に記入するタイプの調査方法、いわゆるアフターコード方式を「本格的」と説明している。

3.3 暫定的コメント——HETUS ガイドラインとの関わりを中心に

筆者がこの動向に注目する1つの理由は、第2節で述べたHETUSガイドラインとの関係がどうなっているのか知りたかったからである(水野谷2013)。このガイドライン草案のもとになっているのがドイツ統計局が2010年に作成した「詳細点検」報告書である。1990/91年につづき2000/01年に生活時間調査を実施し、2000/01年調査ではいち早くHETUSガイドラインを取り入れたドイツ統計局が、点検報告書を作成するのは妥当であると思うし、この点検報告書にHETUSの経験も踏まえた上での生活時間統計作成上の諸課題が取り上げられており、この取り上げも大方は適切であると思う。さらに、この点検報告書に対して、欧州諸国はもちろんのこと、米国(具体的には生活時間調査を所管する労働統計局)、カナダ統計局、オーストラリア統計局、日本からは総務省統計局、国際機関からはOECDというように、欧州以外の主要先進諸国や国際機関から意見が寄せられ、それを上述した特別調査委員会が検討材料にして今回のガイドライン草案が作成された。この経緯をみると、このガイドライン草案がこの10年ぐらいにおいて欧米先進諸国を中心に積み重ねられてきた経験と諸議論の1つの到達点とみることができるかもしれない。政策に対応した具体的なアウトプット(集計表)を提案し、調査方法についても具体的な推奨事項を明示している点は興味深い。ただし、提案された具体的な事項についてはじっくり検討してみる必要があると思うが、本稿ではそこまで立ち入ることはしない。筆者としては最初の論点、つまりHETUSガイドラインとの関係については、CESのガイドライン草案で特に明示的に取り上げている箇所はない。具体的な筆者の関心としては例えば、生活時間調査方法についてHETUSガイドラインとCESのガイドラ

イン草案でそれぞれ提案されているのでこの2つを比較検討してみたいと思うが、それは別の機会にゆずりたい。また、各国統計機関は今後、生活時間調査を実施する上でこの2つのガイドラインをどのように利用するのだろうかという素朴な疑問が筆者には浮かぶ。生活時間統計作成上の論点や推奨事項のまとめとしては各国統計機関にとって大いに参考になるであろうが、実際に自国で実施し統計を作成する際にこのガイドラインをどう活かすのか。

HETUSガイドラインに準拠してすでに生活時間調査を実施している欧州諸国にとっては、大きな変更は難しいように思われる。しかしそうも言えない点もある。欧州ではおよそ10年の周期で生活時間調査を実施し、HETUSガイドラインに準拠する形でデータベースを整備しており、現在、2008年版ガイドラインに基づいて2010年前後に実施された調査結果が整備されようとしている。次は2020年前後に実施予定の調査結果の整備が控えているので、これに向けてはガイドラインの見直しの余地があるだろうから、この点で今回のガイドライン草案が関わってくるのではないだろうか。

欧州でも初めて生活時間調査を実施しようとする国もあるので、これらの国が2つのガイドラインをどのように取り入れるのかも気になるところである。新しいガイドライン草案は2013年中に採択される予定である。CESウェブサイトにも今後アップされる会議記録の中にガイドラインの最終版とその関連資料が示されるはずなので、まずはそれを把握した上で、さらにその後、このガイドラインをめぐる各国、EurostatやOECDなどの国際機関の評価や取り組みにも注目したい。

4. オックスフォード大学社会学部付 属生活時間研究センター (CTUR) の動向

この生活時間研究センター (Centre for Time Use Research: CTUR) が手がける中心的なプロジェクトに「多国間生活時間調査 (Multinational Time Use Survey: MTUS)」がある。これは国際的な生活時間研究の第 1 人者であるガーシュニー氏 (J. Gershuny) によって 1980 年代中頃にはじめられたプロジェクトである。MTUS の立ち上げの背景には、第 1 節で触れたサーライ主導によるプロジェクトチームが 1960 年代に 12 カ国で実施した生活時間の国際比較調査があった (Szalai, eds. 1972)。このプロジェクトは調査方法の国際的な基準を初めて提案したこともあり、その後の欧米における調査や国際比較研究の発展に大きく貢献したプロジェクトの 1 つと評価されている。このプロジェクトのデータセットに英国とカナダとデ

ンマークを加えたデータセットを作成したのが MTUS のはじまりであった。このデータセットの特徴は、サーライが提出した生活時間行動分類と共通の属性変数で統一・調整されたマイクロデータによるデータセットであるという点である。その後、ガーシュニーは生活時間調査のマイクロデータの提供を多くの政府統計機関に呼びかけて収集し、データ統一・調整の上でデータベース化し、世界中の生活時間研究者が利用できるようにしている。以下、本節では MTUS のデータセットについて簡単に紹介した上で、MTUS の特徴と今後の展開について述べる。

4.1 MTUS のデータセットの概要

MTUS を管理・運営する CTUR では MTUS の利用者ガイドを発行している。その最新版 (第 6 版, 2013 年 7 月発行) によると現在、収録国は計 23 カ国である (Fisher and Gershuny 2013)。表 2 は MTUS に収録されている国と調査年の一覧である。

表 2 MTUS の収録データ一覧

国	調査年
オーストリア	1992
オーストラリア	1974, 1987, 1992, 1997, 2006
ベルギー	1965
ブルガリア	1988
カナダ	1971, 1981, 1986, 1992, 1998
デンマーク	1964, 1987, 2001
フィンランド	1979, 1987-88, 1999-00
フランス	1966, 1974-75, 1998-99
ドイツ	1965, 1991-92, 2001-02
ハンガリー	1965, 1976-77
イスラエル	1991-92
イタリア	1979-80, 1989, 2002-03
オランダ	1975, 1980, 1985, 1990, 1994, 2000, 2005
ノルウェー	1971, 1981, 1990, 2000
ポーランド	1965
チェコスロバキア	1965
韓国	2009
スロベニア/ユーゴスラビア	1965, 2000
南アフリカ共和国	2000
スペイン	1992-93 (バスク), 1997-98 (バスク), 2002-03 (全国, バスク), 2008-09 (バスク), 2009-10 (全国)
スウェーデン	1991, 2000
英国	1961, 1974-75, 1983-84, 1987, 1995, 2000-01, 2005
米国	1965-66, 1975-76, 1985, 1992-94, 1994-95, 1998-2001, 2003-12

出所: Fisher and Gershuny (2013)より抜粋。

提供されるマイクロデータには主に3種類ある。1つ目はHarmonised simple file (HSF)で、25の行動分類別の合計時間データ、2つ目はHarmonised aggregate files (HAF)で、18歳以上と未満の2つのデータについて69の行動分類別の合計時間データが様々な属性変数も追加された形のデータ、3つ目はHarmonised episode file (HEF)で、18歳以上と未満の2つのデータについて69ないしは41の行動分類によるエピソードデータ（すべての行動についてその行動の種類と開始時刻と終了時刻がまとめられたデータ）である。この3種類のうちのデータが収録されているかは国によって異なる。

4.2 MTUSの特徴と今後の展開

豊富なデータセットとその提供方法に特徴がある。上述したように、現在、23カ国をカバーし、国によっては過去数年のデータを収録している。さらに、この豊富なデータセットはマイクロデータで提供されている。収録する国や調査年の多さからみて世界最大の生活時間統計の集積拠点であり、しかも統一された行動分類によるマイクロデータを提供している点で国際比較研究にとって貴重な存在となっている。

CTURスタッフと韓国の生活時間研究者との交流によって、2013年に韓国のデータセットがMTUSに新たに加わった。アジア地域から初めての収録である。CTURはすでに生活時間調査を実施した国の関係者に対してMTUSへの参加を働きかけてきた。その地道な結果として現在の豊富なデータセットがあり、今後も収録する国やすでに収録されている国でも過去に実施された調査結果の収録が進んでいくと思われる。これはマイクロデータの提供がますます盛んになっている国際動向とも親和的であろう。データセットの豊富さの点では今後も利用者にとって最も重要な存在となり続けるだろう。

5. 生活時間の国際比較統計の利用の方向性

生活時間統計を国際比較する上で注目される最近の国際動向についてこれまでみてきた。生活時間統計への国際的な関心が研究分野だけでなく政策立案を担当する公的機関で高まるのとともに、生活時間統計の国際比較可能性を高めようとする取り組みも活発化していると言えよう。統計利用者にとってこの国際的な取り組みは大いに評価できる一方で、この取り組みは発展の途上ともみなせる。本稿の最後で、国際動向の現状をふまえた上で、国際比較統計の利用の方向性や留意点についていくつか指摘したい。

第1に、現状において国際比較可能性が最も高い統計はHEUTSデータベースと言えるだろう。HETUSデータベースは、各国の生活時間統計を単に収集して提供しているわけではなく、Eurostatが作成したHETUSガイドラインにもとづく調査方法を濃淡の差こそあれ採用した国の統計を収録している。いわば「事前調整」が施された国際比較統計である。さらに、HETUSガイドラインに定められたHETUSデータベースによって統一された様式による統計を利用者に提供している。これは「事後調整」といえるだろう。ここで「統一された様式による統計」とは、単に集計項目が統一された統計だけではなく、利用者のニーズに合わせたクロス集計表（いわゆるリモート集計）も利用申請を前提に提供していることを意味し、優れている点と言えよう。「事前・事後調整」の両方を兼ね備えた生活時間統計の国際比較可能性は高い。現状では国際的にHETUSデータベースだけがこれに該当する。また、表3に示すとおり、HETUSガイドラインに準拠した調査が欧州地域で2010年ラウンドとして実施されており、2010年ラウンドの統計が公表されることになれば、2000年

表 3 欧州地域における 2010 年ラウンドの調査実施時期

時期 (年)	国
2008-09	デンマーク, イタリア, オーストリア
2009-2010	ブルガリア, エストニア, スペイン, フランス, ハンガリー, フィンランド, クロアチア*, マケドニア
2010-11	ルーマニア (?), スウェーデン, ノルウェー, アルバニア, ボスニア=ヘルツェゴビナ**, セルビア共和国,
2011-12	ベルギー, オランダ, モンテネグロ
2012 年時点で実施予定なし	チェコ共和国, ルクセンブルク, スロバキア, イギリス, アイルランド, ポーランド, キプロス*, リトアニア, マルタ, ラトビア, ドイツ, ギリシャ, ポルトガル, スロベニア, トルコ, スイス, コソボ*

注：* は国内状況の更新についての問い合わせに対して回答なしの意。** は試験調査の意。

出所：UNECE (2010b), p.12 より筆者が作成。

ラウンドと合わせて利用することで、国際比較研究の充実に大きく貢献することになる。ただし、統計の更新に長い時間を要することが難点である。すでに指摘したが、現状では 2000 年ラウンドの統計だけが HETUS データベースで利用可能であり、2010 年ラウンドの統計のとりまとめと公表には数年かかると思われる。また、Eurostat にとって 2010 年ラウンドの統計を追加する財政的措置も決して盤石とは言えず、さらに 2000 年ラウンドの統計作成から引き続いて HETUS データベースの実務を担当する予定であるフィンランド統計局とスウェーデン統計局の献身的な協力が必要不可欠である。このような状況からすれば、2000 年前後の統計として利用する場合には HETUS データベースが有力候補となるが、より最新の統計を利用したい場合には別の道を考える必要があろう。

第 2 に、上述の HETUS データベースの難点を一部補う候補として MTUS が考えられる。MTUS は欧州地域に限らず生活時間調査を実施しているすべての国を対象にマイクロデータの提供の可能性を個別に追求している。したがって、HETUS データベースの 2000 年ラウンドよりも新しい統計が、例えば英国 (2005 年)、オランダ (2005 年)、スペイン (2009-10 年) ですでに収録されている。さらに、欧州地域以外では、オースト

リア (2006 年)、韓国 (2009 年)、米国 (2003-12 年) を収録している。HETUS データベースより新しい統計で、さらに欧州地域以外の国の統計も入手出来る点に MTUS の利点がある。さらなる利点として、国によっては 1960 年代、つまりサーライによる国際比較調査以来、統計が定期的に収録されている点である。1960 年代から最近までの生活時間の変化を時系列で国際比較できるのは現状では MTUS だけである。このように優れた点がある一方で、MTUS の留意点としては、「事前調整」よりも「事後調整」が重視された統計という点である。MTUS はサーライの国際比較研究で提案された調査ガイドラインを継承・発展させた「調整方法」を作り上げ、各国から生活時間のマイクロデータの提供を受けてそれを「調整方法」にもとづいて加工して MTUS に収録する。行動分類を例に取れば、MTUS はサーライのガイドラインを継承・発展させた独自の行動分類表を作成しており、各国から提供を受けたマイクロデータの行動分類を MTUS の行動分類表に組み替えた上で MTUS に収録するのである。統計利用者にとって、行動分類が統一された多くの国々のマイクロデータを時系列比較もふくめて利用できるメリットは絶大である。しかし、繰り返しになるが、これはあくまでも「事後調整」であるから、行動分

類の例でいえば、各国の分類と MTUS の分類にはもちろん大きな違いがあり、MTUS の分類に組み替えるのは単純なことでなく、無理に組み替えざるを得ないときもある。HETUS データベースが HETUS ガイドラインで定められた行動分類表に準拠して調査を実施した国の統計を収録しているのとは対照的である。行動分類を例にあげたが、それ以外の調査方法、例えば調査対象期間、日記式のタイプ、日記をつける日数、調査単位(個人か世帯員全員か)などは収録国でだいぶ違うが、その違いを前提に MTUS は統計を提供している。収録各国の調査方法の詳細は利用者ガイドや MTUS のウェブサイト提供されている。利用する側はこの点に留意して国際比較しなくてはならないだろうし、MTUS の利用者ガイドでもそのような注意が促されている。

第3に、以上の2点をふまえた上で、日本の生活時間統計、ここでは総務省統計局「社会生活基本調査」とはどのように国際比較が可能であるかという点である。総務省統計局は早くから HETUS ガイドラインのいつくかを取り入れてきており、最近の2011年調査の調査票Bでは HETUS ガイドラインの詳細行動分類との比較対照表が導入された。これにより HETUS データベースと比較可能性が高まったと言える。しかし、上述したように、HETUS データベースが収録しているのは2000年ラウンドの統計なので、2011年の「社会生活基本調査」結果と比較するには比較年が離れすぎていると言わざるを得ない。2011年はもちろん2006年実施の「社会生活基本調査」結果と比較するのであれば、MTUS に収録されている2005～10年に実施された国の統計を利用する方が良いかもしれない。さらには、マイクロデータの利用が国際的に促進されている昨今の事情からすれば、HETUS ガイドラインに準拠して調査を実施している国を個別に選び、その国の

マイクロデータを利用者が独自に入手して「社会生活基本調査」の結果と比較できるように組み替える道が模索されても良いのではないだろうか。いずれにしても、統計利用者は利用目的と、マイクロデータをふくむ統計の入手及び組み替えに費やすことの出来る作業と時間との兼ね合いにおいて適切な国際的な統計を選択しなければならないだろう。また、適切な選択のためにも上述した生活時間統計の国際動向を今後も把握して理解することが重要となる。

参考文献

- 水野谷武志 (2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間：国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶の水書房
- 水野谷武志 (2009)「生活時間統計による国際比較研究の到達点と課題：「社会生活基本調査」と HETUS による国際比較統計を素材に」『経済志林』法政大学経済学部学会、第76巻、第4号、pp.81-98
- 水野谷武志他訳 (2010)「欧州統一生活時間調査 (HETUS) ガイドライン——2008年版(翻訳と解説)」法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』No.107
- 水野谷武志 (2013a)「Eurostat による欧州統一生活時間調査プロジェクトの動向メモ」『経済統計学会・労働統計研究部会報』No.18
- 水野谷武志 (2013b)「欧州統計家会議による統一生活時間調査ガイドラインの動向メモ」『経済統計学会・政府統計研究部会報』No.21
- Eurostat (2000), *Guidelines on Harmonised European Time Use Surveys*.
- Eurostat (2003), *Time use at different stages of life: Results from 13 European countries*.
- Eurostat (2004), *How European spend their time everyday life of women and men*.
- Eurostat (2005), *Comparable Time Use Statistics: National tables from 10 European countries*.
- Eurostat (2006), *Comparable Time Use Statistics: Main results for Spain, Italy, Latvia, Lithuania and Poland*.
- Eurostat (2009), *Guidelines on Harmonised European Time Use Surveys (2008 guidelines)*.
- Eurostat (2010), *Rolling review of the Harmo-*

- nized European Time Use Surveys.*
- Eurostat (2011), *Time use survey – collection round 2000.*
- Fisher, K. and Gershuny, J. (2013), *Multinational Time Use Study: User's guide and documentation (Version 6).*
- Fisher, K., Gershuny, J., Altintas, E. and Gauthier, A.H. (2012), *Multinational Time Use Study: User's guide and documentation (Version 5).*
- Szalai, A. (eds.)(1972), *The Use of Time: Daily Activities of Urban and Suburban Populations in Twelve Countries*, Mouton, The Hague/Paris.
- Stiglitz et al. (2009) Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress.
- United Nations Economic Commission for Europe (UNECE), (2010a) In-depth review on time-use surveys. Document for the 58th plenary session of Conference of European Statistician. ECE/CES/2010/25.
- UNECE (2010b), In-depth review on time use surveys in different countries. Document for the first meeting of the 2010/2011 Bureau. ECE/CES/BUR/2010/NOV/2.
- UNECE (2010c), In-depth review of time-use surveys: Country comments. Document for the first meeting of the 2010/2011 Bureau. ECE/CES/BUR/2010/NOV/2/Add.1.
- UNECE (2010d), Terms of reference for the task force on time use surveys. Document for the first meeting of the 2010/2011 Bureau. ECE/CES/BUR/2010/NOV/2/Add.2.
- UNECE (2010e), UNECE comments on in-depth review of time use surveys. Document for the first meeting of the 2010/2011 Bureau. ECE/CES/BUR/2010/NOV/2/Add.3.
- UNECE (2011), Outcome of the in-depth review on time use surveys. Document for the 59th plenary session of Conference of European Statistician. ECE/CES/2011/6.
- UNECE (2013a), Final report of the task force on time use survey. Document for the third meeting of the 2012/2013 Bureau. ECE/CES/BUR/2013/FEB/12.
- UNECE (2013b), Guidelines for Harmonising Time Use Surveys (Draft, 22 February 2013). Document for the third meeting of the 2012/2013 Bureau. ECE/CES/BUR/2013/FEB/12/Add.1.
- UNECE (2013c), Time use surveys: policy relevance, international harmonisation initiatives and guidelines. Document for the 61st plenary session of Conference of European Statistician. ECE/CES/2013/6.
- UNECE (2013d), Summary of comments on the Guidelines for harmonising time use surveys. Document for the 61st plenary session of Conference of European Statistician. ECE/CES/2013/6/Add.1.
- UNECE (2013e), Guidelines for Harmonising Time Use Surveys (Draft, 13 March 2013). Document for the 61st plenary session of Conference of European Statistician. ECE/CES/2013/6/Add.2.
- United Nations Statistical Division (2005), *Guide to Producing Statistics on Time Use: Measuring paid and unpaid work*, New York: United Nations.

【付記】本稿は、平成 24～27 年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究 A）「生活時間配分からみた 40 年間のライフスタイル変化と国際比較」（研究代表者：平田道憲広島大学教育学研究科教授）による研究成果の一部である。